

事業報告書

【知っておきたいあなたの身近な法律～遺言と相続について～】

日時	平成 30 年 2 月 17 日 (土) 14:00~16:00
目的	親族間での争いを避けるためにも、相続制度の基礎知識や成年後見人制度、遺言書作成の注意点について分かりやすく解説してもらい、人生のエンディングの準備を考えている人やその家族が後悔のない、より良い人生を送るために役立てることを目的とする。
対象	関心がある方
講師	中村 照美 氏 (弁護士)
会場	沖縄県男女共同参画センターにいるる 1 階 ふれあいサロン
定員	30 名 [申込者数 40 名]
参加者数	36 名 (男性 14 名・女性 22 名)
講演内容 (概要)	<p>相続 1. 法定相続について ①相続人が配偶者と子どもである場合 ②相続人が配偶者と被相続人の父・母 (直系尊属) である場合 ③相続人が配偶者と被相続人の兄弟姉妹である場合 ④代襲相続 上記について事例を挙げ相続分の説明や解説を行なった。</p> <p>2. 借金と相続 (負の財産) について 相続は、相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承認する。(借金・損害賠償責務・保証人など) 借金が多い時、相続の放棄や限定承認を相続開始 (被相続人がなくなった時) から 3 ヶ月以内に家庭裁判所へ申述が必要となると話した。</p> <p>3. 生命保険と相続について 生命保険の受取人指定がある場合、相続財産とは別となるが相続税の対象となる。しかし、受取人を自己指定している場合は相続財産に帰属する。</p> <p>4. 祭祀財産の承継について ・祭祀財産は相続対象に含まれない ・被相続人の指定・慣習・家庭裁判所の審判</p> <p>遺言 1. 遺言方式について ・普通方式 (自筆証書遺言・秘密証書遺言・公正証書遺言) ・特別方式 (危篤時遺言・隔絶地遺言)</p> <p>遺言の事例として、日付、書名、印鑑の押印がなく無効になってしまったケースで紹介し、遺言を作成する際は、弁護士や司法書士等の専門家に一度相談すると良いとアドバイスした。</p> <p>2. 遺言能力について 15 歳以上・遺言時に遺言能力を有すること</p> <p>3. 遺留分と遺留分権利者について 遺留分は一定の相続人に一定の割合相続する権利 (配偶者・子・直系尊属) であり、兄弟姉妹には遺留分請求権はない。遺留分減殺請求の期間 (時効) は、相続開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から 1 年間となる。 ★成年後見人制度の利用について、申し立ては親族から家庭裁判所へ行なうが市町村 (首長) から申し立てができるようになった事や講師が経験した事例をユーモアをまじえて分かりやすくお話しいただいた。</p>
参加者の声	<ul style="list-style-type: none"> ・とても理解しやすく、受講して良かったです。ありがとうございました。 ・難しい法律の話を知りやすく、事例も交えて堅苦しくなかったのが、大変良かったです。 ・これまでは敷居が高かったが、弁護士にも相談してみたい気になった。 (一部抜粋)
主催等	沖縄県・(公財) おきなわ女性財団

